

確定拠出年金の制度と仕組み

1. はじめに

2016年5月に確定拠出年金（DC）の法改正があり、今まで自営業者や企業年金の無い会社の従業員などしか加入できませんでしたが、2017年からは公務員や企業年金のある会社員、専業主婦にも対象が広がりました。iDeCoは個人型確定拠出年金のことで、基礎年金（1階部分）、厚生年金保険（2階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金（3階部分）のひとつです。個人型DCの愛称が「iDeCo（イデコ）」となりました。

2. 仕組み

確定拠出年金とは加入者が毎月一定額の掛け金を拠出して、自分で運用します。確定拠出年金の特徴は、掛け金が所得税や住民税の対象になる所得から控除され、所得税・住民税が安くなることです。また運用期間中は運用益が非課税となるのもメリットのひとつです。掛け金は月額5,000円以上（1,000円単位）で年に1回掛け金の変更が可能となります（図表1）。受給は60歳からですが、受け取らずに70歳までは運用が可能です。

【図表1】

	個人型確定拠出年金
掛金拠出者	加入者本人
掛金上限	自営業者 68,000 円
	企業年金のない会社員 23,000 円
	企業型 DC に加入している会社員 20,000 円
	確定給付企業年金に加入している会社員 12,000 円
	公務員 12,000 円 専業主婦（主夫） 23,000 円
運用対象の選び方	加入者本人が選ぶ
納付方法	口座振替、給料天引き

メリット

- ① 掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）
- ② 金融商品の運用益に課税される税金が非課税
- ③ 受取り時は退職所得控除（一時金の場合）、公的年金控除（年金受け取りの場合）が受けられる

デメリット

- ① 原則 60 歳になるまでお金を受け取れません
- ② 老後にもらえる年金が確定しない。
運用結果が不調だと年金額が減ることがあります
- ③ 確定拠出金には手数料がかかる
加入時の手数料、口座管理手数料など

節税効果

課税所得 400 万円の会社員が毎月 23,000 円（年間 276,000 円）の掛金を積立てた場合

所得税・復興所得税 $276,000 \text{ 円} \times 20.42\% = 56,300$

住民税 $276,000 \text{ 円} \times 10\% = 27,600$

1 年間で約 83,900 円（100 円未満切捨て）税金が低くなります。

3. 運用

確定拠出年金は運用成果によって将来受給できる金額が決まります。手数料や金融商品の種類は、証券会社・保険会社など運営管理機関により異なります。

金融商品の種類は元本確定型商品（定期預金、保険商品）と元本変動型商品（株式、債券、不動産投資信託（REIT）、バランス型などの投資信託）となります。また投資信託の信託報酬は運用成績に影響するため、低コストの商品取り扱いのある運営管理機関を選ぶことがポイントとなります。また年齢や運用期間、目標金額などから選択していきます。

4. 受給

- ① 受給は 10 年以上の加入では 60 歳から受け取れます。しかし加入期間によっては受給開始の時期はさらに後ずれします（図表 2）。受給時の税制は一時金で受け取る場合は退職所得控除、年金で受け取る場合は公的年金等控除の対象になります。退職一時金と個人型 DC の一時金を同じ年に受け取る場合、受け取りの合計額が退職所得控除の額を上回る場合は所得税の課税対象になるため注意が必要となります。受給の時期をずらすことも選択肢となりそうです（受給開始は 60 歳から 70 歳の間で選択可能）。

また、年金で受け取る場合は雑所得となり、所得が増えることにより国民健康保険や介護保険料が増える可能性もあります。

- ② 加入者が障害状態になった場合は障害給付金を一時金、または分割年金として受け取ります

③ 加入者が死亡した場合は遺族に一時金として支給されます

死亡一時金は相続財産となり相続税の課税対象となります。

【図表 2】

加入期間	受給開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1ヶ月以上2年未満	満65歳

個人型確定拠出年金についてもっと詳しく知りたいという方は「iDeCoナビ」というホームページがあります。

加入診断や取扱金融機関比較などもできるので参考にして頂けたらと思います。

(<http://www.dcnenkin.jp>)